

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月15日

江田島市長 明岳 周作

#### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
江田島市内全域
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年3月14日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数 15経営体
- 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はあるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来の在り方
  - ・高齢化、後継者不足等による、施設園芸中心の花弁・きゅうりの産地の衰退を防ぐため、新規就農研修制度を活用し、担い手の確保を行う。
  - ・農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地中間管理機構を活用し、複合化を含めた経営規模の拡大、新規参入を促進する。
  - ・地域資源である農林水産物を生かし、6次産業化による新商品開発や販路拡大を推進するための6次産業化総合支援事業の推進を図る。
  - ・新たな特産品としてのオリーブ栽培の振興による高付加価値化を図る。